

## 米国政府の追加関税措置を踏まえた特別融資の取扱開始について

2025年4月3日

株式会社 十六銀行

十六フィナンシャルグループの株式会社十六銀行（頭取 石黒 明秀、以下「当行」といいます。）は、米国政府による追加関税措置の影響を受ける事業者のみなさまを支援するため、特別融資「じゅうろくエブリサポート21 米国関税対応特別プラン」の取扱いを開始いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

米国への輸出を行う事業者のみなさまにおかれては、追加関税によるコスト増加や販売機会の損失といった経営リスクが高まっており、緊急かつ柔軟な資金対応が求められています。

当行は、これらの影響を直接的・間接的に受けた事業者のみなさまに対し、資金提供を通じ、企業経営の維持に資する取組みに努めてまいります。

### 記

#### 1. 取扱期間

2025年4月3日（木）～2025年12月30日（火）

#### 2. 商品概要

本商品の概要につきましては別紙のとおりです。

#### 3. お問い合わせ

ご相談、融資のお申込みにつきましては、最寄りの当行本支店にお問い合わせください。

以上

【ご照会先：十六フィナンシャルグループ（広報） TEL 058-266-2511】

「じゅうろくエブリサポート21 米国関税対応特別プラン」

項目	内容
ご利用いただける方	米国政府による追加関税措置の影響を受けた法人および個人事業主の方
お使いみち	米国政府による追加関税措置の影響を直接的・間接的に受けたことに伴い必要となる運転資金・設備資金
ご融資金額	100百万円以内（10万円単位）
ご融資期間	10年以内（据置3年以内） ただし、 ・据置期間2年以上3年未満とする場合、融資期間5年以上 ・据置期間3年とする場合、融資期間7年以上 とします。
ご融資利率	融資期間別に以下の利率となります（2025年4月3日現在）。 ・融資期間1年以内（手形貸付） 変動金利型 年1.875%以上 ・融資期間1年超3年以内（証書貸付） 変動金利型 年1.925%以上 ・融資期間3年超7年以内（証書貸付） 変動金利型 年2.000%以上 ・融資期間7年超10年以内（証書貸付） 変動金利型 年2.875%以上
ご返済方法	・証書貸付・・・元金均等返済（据置期間3年以内） ・手形貸付・・・期日一括返済・元金均等返済

※その他にも所定の取扱条件・審査がございます。